ＨＦＣ	
ＨＦＣを回収した第二種特定製品の台数	台
回収した量	kg
自動車製造業者等に引き渡された量	kg
再利用等された量	kg
前年度の３月31日現在で第二種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○国土交通省令第七十九号

国土交通省設置法の一部を改正する法律（平成十四年法律五十四号）及び国土交通省組織令の一部を改正する政令（平成十四年政令第二百号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、船員法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十四年六月二十八日　　国土交通大臣　林　寛子

船員法施行規則等の一部を改正する省令

（船員法施行規則の一部改正）

第一条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第七項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

第十四条中「海運監理部及び海運支局」を「運輸監理部、運輸支局及び海事事務所」に改める。

第二十八条中「海運監理部又はその海運支局」を「運輸監理部又はその運輸支局若しくは海事事務所」に改める。

第六十七条中「（その住所地を管轄する海運支局があるときは、その海運支局長）を経由して国土交通大臣に提出しなければならない」を「を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。この場合においては、その住所地を管轄する運輸支局長又は海事事務所を経由することができる」に改める。

第七十八条の三の二第四項及び第五項中「海運支局長」を「運輸支局長又は海事事務所長」に改める。

第七十八条の四中「に海運支局があるときは、その海運支局長を経由して行わなければならない」を「の運輸支局長又は海事事務所長を経由して行うことができる」に改める。

第五号書式、第五号の二書式、第九号書式及び第十一号書式中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

第十六号書式中「海運監理部、海運支局」を「運輸監理部、運輸支局、海事事務所」に改める。

第十六号の二書式、第十六号の四書式、第十六号の六書式、第十九号書式及び第二十号書式中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

（船員職業安定法施行規則の一部改正）

第二条　船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

第二条第一項中「海運監理部」を「運輸監理部」に、「地方運輸局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十三号）別表第五に定める海運支局」を「運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）、茨城運輸支局、千葉運輸支局及び佐賀運輸支局を除く。）、同令別表第五第四号に掲げる海事事務所」に改める。

（造船造機統計調査規則の一部改正）

第三条　造船造機統計調査規則（昭和二十五年運輸省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「十日前までに」の下に「運輸支局長又は海事事務所長（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げられた区域内にある工場にあつては、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。））が」を加える。

第十一条中「工場の所在地を管轄する海運支局長（地方運輸局長（海運監理部長を含む。以下同じ。）が直接管轄する区域内にある工場にあつては、地方運輸局長）」を「当該調査票の配布を行つた運輸支局長、海事事務所長又は地方運輸局長」に改める。

第十三条中「海運支局長」を「運輸支局長又は海事事務所長」に改める。

第十四条中「又は海運支局長」を「、運輸支局長又は海事事務所長」に改める。

（造船法施行規則の一部改正）

第四条　造船法施行規則（昭和二十五年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

第三号書式甲、同書式乙及び第四号書式中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

第七号書式Ａから第九号書式までの様式中「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。

（海事代理士法施行規則の一部改正）

第五条　海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

第三条第二項中「海運監理部」を「運輸監理部」に、「神戸海運監理部」を「神戸運輸監理部」に改める。

第一号様式から第四号様式までの様式中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

（モーターボート競走法施行規則の一部改正）

第六条　モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

第二十六条第一項第一号中「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。

別記第三号様式中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

（自動車登録番号標交付代行者規則の一部改正）

第七条　自動車登録番号標交付代行者規則（昭和二十六年運輸省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「陸運支局」を「運輸監理部又は運輸支局」に改める。

第十四条中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

別記様式中「陸運支局」を「運輸監理部又は運輸支局」に改める。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第八条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

第八条第二項中「陸運支局」を「運輸監理部又は運輸支局」に改める。

第九条第二項、第十条及び第十二条中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

第十三条第三号中「陸運支局又は陸運支局の」を「運輸監理部、運輸支局又は」に改める。

第十五条第二項、第十五条の三及び第十五条の四中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める

第二十条中「陸運支局長、」を「運輸監理部長若しくは運輸支局長」

第二十六条の三中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

第三十六条の二及び第三十六条の三中「陸運支局」を「運輸監理部又は運輸支局」に改める。

第三十八条、第四十八条（見出しを含む。）、第四十九条（見出しを含む。）、第五十二条、第六十二条の二の二、第六十三条の二、第六十三条の四第一項、第六十三条の五、第六十三条の六第一項、第六十六条第一項、第六十六条の二及び第六十八条中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。